

令和7年度 第2回
豊橋市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年11月13日（木）午後1時30分
場 所 豊橋市上下水道局 5階 大会議室

次 第

1 あいさつ

2 議事

- I 令和7年度豊橋市国民健康保険事業の実施状況について … 1
 - 1 被保険者の状況
 - 2 保険給付の状況
 - 3 国民健康保険税の賦課状況
 - 4 国民健康保険税の徴収状況
 - 5 特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況

- II 令和8年度国民健康保険税賦課等の考え方について … 8
 - 1 国民健康保険税賦課の概要
 - 2 令和8年度国民健康保険税率の考え方
 - 3 令和8年度実施の制度改正（地方税法などの改正により改正が必要なもの）

- III 豊橋市国民健康保険事業脳ドック等診査助成事業について … 13
 - 1 目的と現状
 - 2 事業内容
 - 3 事業実績（助成者数推移）
 - 4 事業の分析
 - 5 今後の方向性

- IV マイナンバーカードと健康保険証の一体化について … 15
 - 1 資格確認書等の一斉更新について
 - 2 高齢受給者証の廃止について
 - 3 今後のスケジュールについて
 - 4 国民健康保険被保険者のマイナ保険証の登録率及び利用率の推移
 - 5 スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について

3 その他 次回開催について

I 令和7年度豊橋市国民健康保険事業の実施状況について

1 被保険者の状況

(1) 9月末現在の加入者情報等

令和6年度までに団塊の世代が全て75歳となり後期高齢者医療制度へ移行したため、前年度と比較すると被保険者数の減少率が緩やかになっている

(人、世帯)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
① 行政区域内人口	373,252	370,846	368,996	366,456	363,887	
対前年比	▲0.63%	▲0.64%	▲0.50%	▲0.69%	▲0.70%	
② 国保被保険者数	73,726	70,799	66,772	63,392	60,812	
対前年比	▲2.36%	▲3.97%	▲5.69%	▲5.06%	▲4.07%	
加入率	19.75%	19.09%	18.10%	17.30%	16.71%	
③ 国民健康保険加入世帯数	46,589	45,573	43,650	42,100	40,897	
対前年比	▲1.11%	▲2.18%	▲4.22%	▲3.55%	▲2.86%	
④ 1世帯あたりの被保険者数	1.58	1.55	1.53	1.51	1.49	
国保被 保険者 数の うち	⑤ 前期高齢者被保険者数 (国保65歳～74歳)	32,448	30,993	28,811	26,837	25,230
	対前年比	▲0.13%	▲4.48%	▲7.04%	▲6.85%	▲5.99%
	前期高齢者率	44.01%	43.78%	43.15%	42.33%	41.49%
	⑥ 介護第2号被保険者数 (国保40歳～64歳)	23,985	23,221	22,078	21,476	21,063
対前年比	▲2.78%	▲3.19%	▲4.92%	▲2.73%	▲1.92%	

(2) 年度平均被保険者数（見込）

4月から9月までの実績値を基に推計した平均被保険者数は60,932人

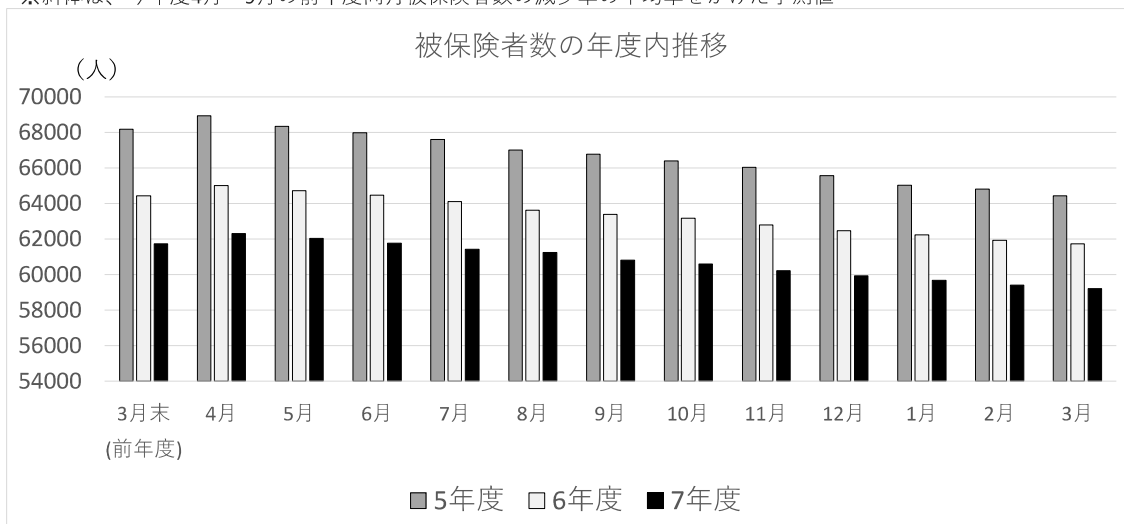
予算想定60,100人から832人増加の見込

(人)

区分	3月末 (前年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	年度平均
5年度	68,181	68,927	68,316	67,989	67,593	67,001	66,772	66,405	66,040	65,556	65,017	64,820	66,885
6年度	64,445	65,008	64,700	64,469	64,099	63,627	63,392	63,162	62,772	62,478	62,230	61,927	63,526
7年度	61,737	62,298	62,045	61,770	61,432	61,247	60,812	60,591	60,217	59,935	59,697	59,407	60,932

※各月末現在の実績数字

※斜体は、今年度4月～9月の前年度同月被保険者数の減少率の平均率をかけた予測値

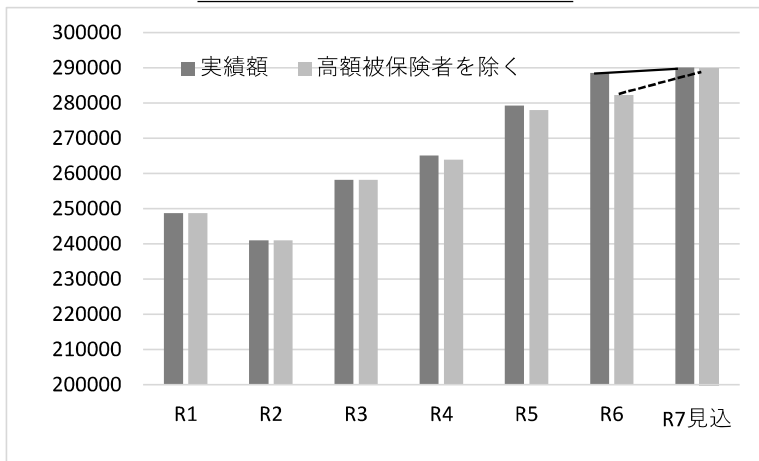


2 保険給付の状況

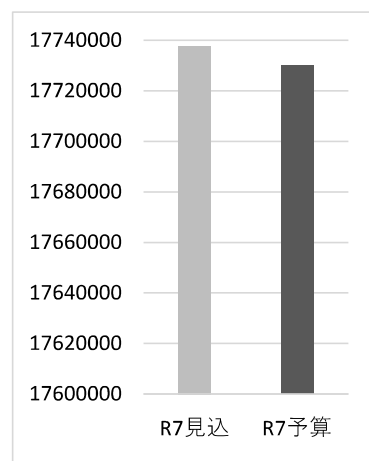
(1) 療養給付費及び高額療養費

- 療養給付費のR7一人当たり額は前年とほぼ同額。R7執行状況は予算を約700万円上回る見込
- 高額療養費のR7一人当たり額は前年を下回る。R7執行状況は予算を約1.1億円下回る見込
- 突出して高額な受給者だった一人の被保険者がR7.2月に国保から脱退した
この高額な被保険者を除く実績で見ると、療養給付費はこれまでとほぼ同じ伸び率の増加になる
高額療養費は前年とほぼ同額になる
- 増加傾向だった月500万円以上のレセプト件数は、R7は前年を下回る見込

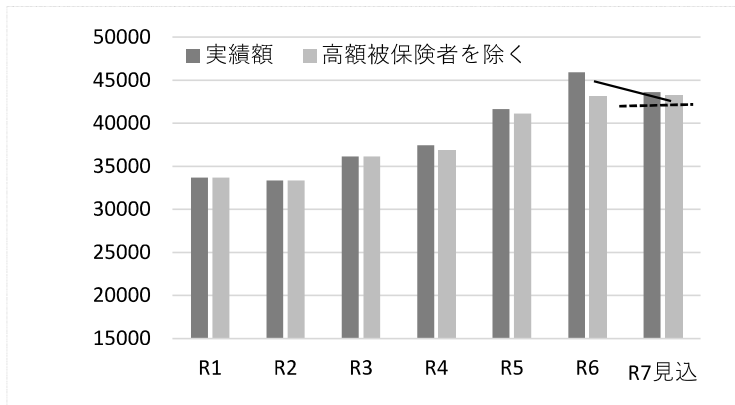
療養給付費一人当たり額の推移



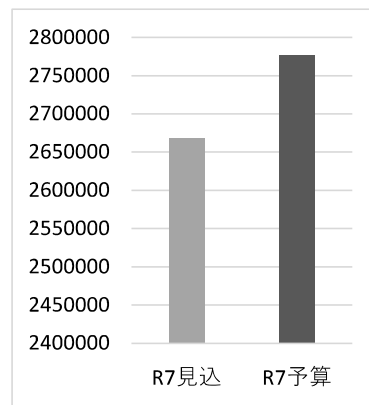
療養給付費R7執行状況



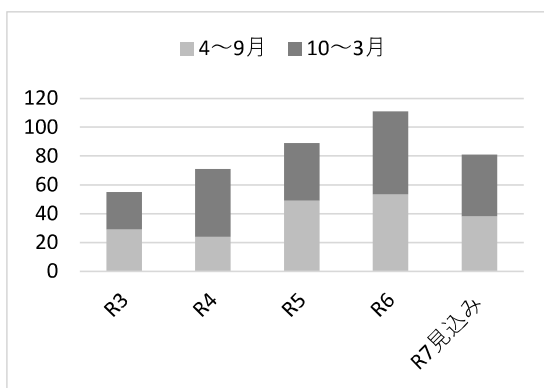
高額療養費一人当たり額の推移



高額療養費R7執行状況



月500万円以上レセプト件数の推移



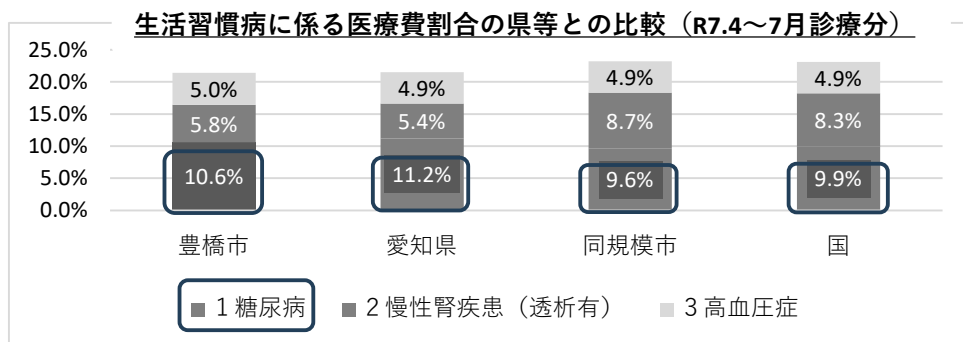
高額な一人の被保険者の受給額

	療養給付費	高額療養費
R4	85,523 千円	44,299 千円
R5	75,431 千円	32,787 千円
R6	410,010 千円	175,632 千円
R7	16,362 千円	14,003 千円

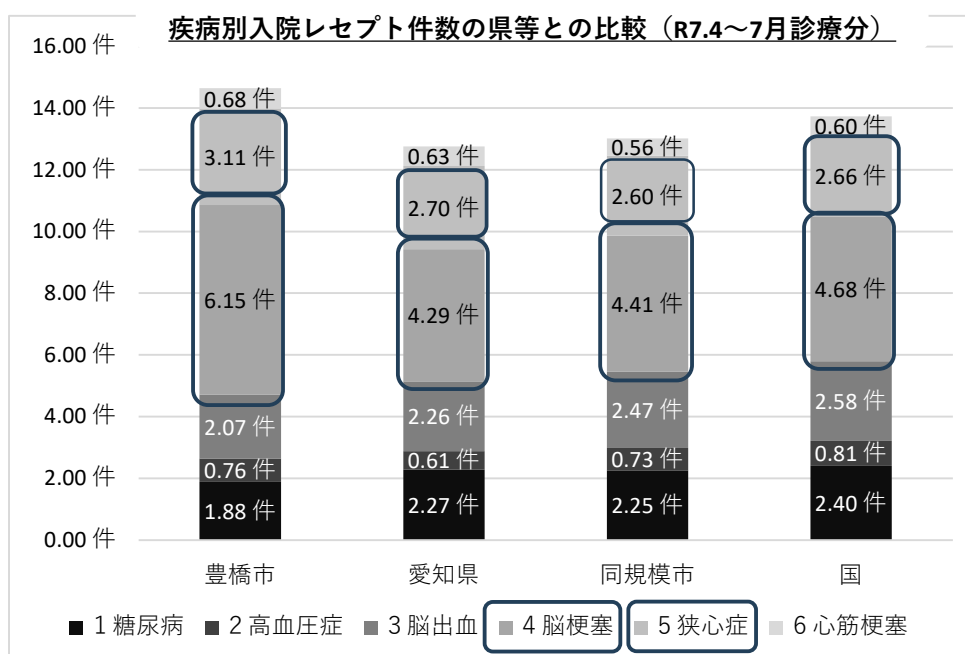
(2) 本市医療の状況

出典：国保データベースシステム

○国や同規模市と比較して、本市は全医療費に占める糖尿病の割合が高く、愛知県全体でも高い傾向にある。



○被保険者1万人あたりの疾病別の入院レセプト件数の比較では、「脳梗塞」、「狭心症」が、愛知県・同規模市・国のいずれよりも多い。

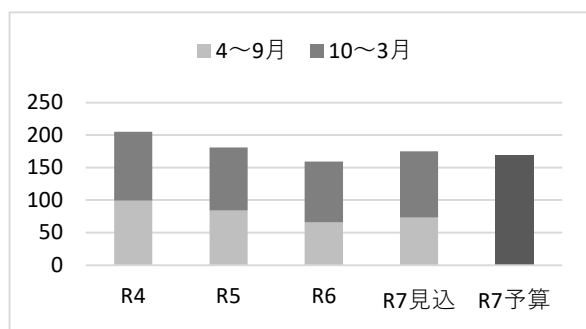


(3) 出産育児一時金及び葬祭費

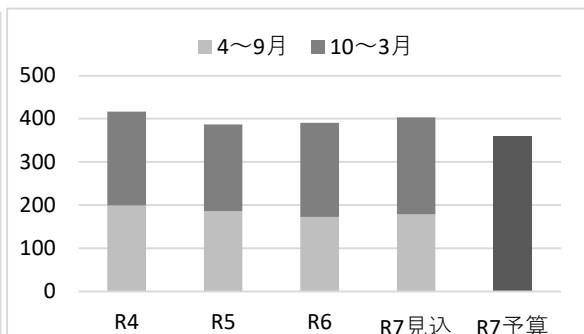
○R7出産育児一時金人数は、R7予算を5人上回る見込

○及び葬祭費人数は、R7予算を43人上回る見込

出産育児一時金人数の推移



葬祭費人数の推移



3 国民健康保険税の賦課状況

・ 予算と決算見込みの差異の分析（調定額ベース）

①被保険者数見込みの増加（約1億円分）

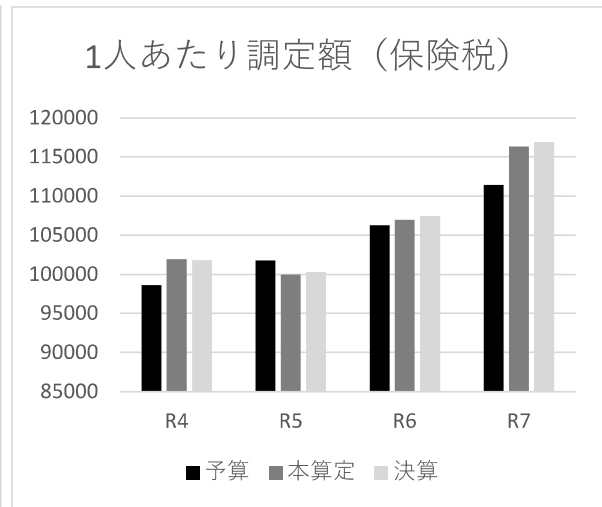
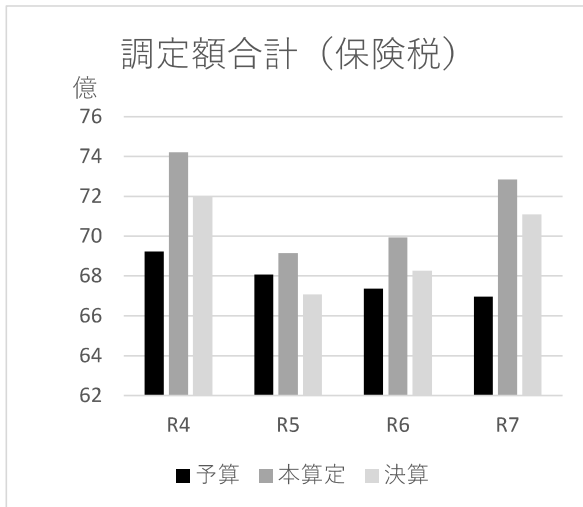
②個人所得額の増加（約3億円分）

・ 1人あたり平均所得額の増加

741,664円 → 821,331円

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度		備 考
	本算定	本算定	本算定	本算定	予算	
賦課方式	3方式（所得割・均等割・平等割）					
調定額（千円）	7,420,924	6,915,445	6,993,767	7,284,408	6,695,905	7,109,582
対前年比	0.83%	▲6.81%	1.13%	4.16%		
被保険者数	72,790人	69,160人	65,397人	62,618人	60,100人	60,827人
対前年比	▲3.07%	▲4.99%	▲5.44%	▲4.25%		
1人あたり調定額	101,950円	99,992円	106,943円	116,331円	111,413円	116,882円
対前年比	4.02%	▲1.92%	6.95%	8.60%		
1人あたり平均所得額	762,295円	736,179円	741,664円	821,331円		
対前年比	8.24%	▲3.43%	0.75%	10.74%		
賦課世帯数（世帯）	46,353	44,831	43,080	41,809	38,200	40,910
対前年比	▲1.77%	▲3.28%	▲3.91%	▲2.95%		
法定軽減世帯数（世帯） （7・5・2割）	23,395	23,046	22,014	20,974		
対前年比	▲0.91%	▲1.49%	▲4.48%	▲4.72%		
独自減免世帯数（世帯）	18,929	18,460	17,552	16,439		
対前年比	1.75%	▲2.48%	▲4.92%	▲6.34%		

※本算定…当初納税通知書（7月上旬）時点における状況



4 国民健康保険税の徴収状況

(1) 収納率の状況

区 分		4年度	5年度	6年度	7年度	備 考
現年度分	9月末	29.0%	28.3%	28.6%	28.2%	
	年度末	94.2%	94.5%	94.6%		
滞納繰越分	9月末	10.9%	11.2%	11.4%	11.0%	
	年度末	21.7%	20.9%	19.5%		
合 計	9月末	24.9%	24.5%	25.1%	25.1%	
	年度末	77.4%	77.9%	79.2%		

(2) 徴収事務の状況

区 分		4年度	5年度	6年度	7年度	備 考
コールセンター 架電数 (市税含)	9月末	8,242件	10,358件	9,516件	7,304件	架電は現年度が対象の為、期間は6～5月でカウント
	年度末	21,279件	27,156件	26,107件		
督促件数	9月末	13,657件	13,155件	12,674件	12,675件	
	年度末	45,729件	43,849件	43,817件		
財産調査件数	9月末	22,388件	27,586件	42,405件	63,947件	
	年度末	46,383件	52,198件	87,575件		
差押件数	9月末	554件	765件	521件	508件	
	年度末	1,536件	1,544件	1,145件		
公売件数 (市税含)	9月末	なし	なし	なし	無し	
	年度末	不動産2 無体財産28	無体財産13	無体財産18		

5 特定健康診査・特定保健指導事業の実施状況

(1) 受診率・実施率の状況

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度 見込	備考
①特定健康診査対象者数 (人)	54,781	52,047	48,821	46,614	
受診者数	19,880	19,161	18,258	17,853	
受診率	36.3%	36.8%	37.4%	38.3%	
法定報告受診率	38.2%	39.1%	—	—	
②特定保健指導対象者数 (人)	2,108	2,010	1,900	1,880	当該年度の受診者のうち保健指導対象者
実施者数	364	304	288	390	初回面接利用者
実施率	17.3%	15.1%	15.2%	20.7%	初回面接利用率
法定報告実施率	17.2%	14.7%	—	—	

①ハガキやSMSでの受診勧奨事業を継続して実施しており、受診率は徐々に増加している。新たに医療機関からの受診勧奨などを行い、さらなる受診率向上を目指していく。

②前年度に特定保健指導対象者で、引き続き当年度も対象者となる者が約40%であり、「過去に受講歴がある」・「自分で取り組む」・「多忙」を理由に実施につながらない者が多いため実施率は横ばいで推移している。集団教室での特定保健指導や休日夜間などの対応、医師からの積極的な周知等行うことで実施率向上を目指していく。

メモ欄

(2) 受診勧奨・受講勧奨の状況

区 分		4年度	5年度	6年度	7年度 見込	備考	
①特定健康診査 未受診者勧奨	勧奨者数	22,852	23,520	33,690	31,884	ハガキ(2回)とSMS (4回)で9月から翌 年1月に受診勧奨。	
	受診者数	7,316	7,056	7,638	8,991		
	勧奨後の受診率	32.0	30.0	22.7	28.2		
②特定保健 指導	電話勧奨による 予約率	対象者数	1,870	1,803	1,749	1,696	保健指導対象者全員 に個別の案内を発送 後、電話勧奨を実施 令和7年度より積極対 象者には委託による 電話勧奨実施
		予約者数	216	151	121	153	
		予約率	11.6%	8.4%	6.9%	9.0%	
	集団健診での 分割実施率	対象者数	61	72	87	86	
		実施者数	51	58	76	71	
		実施率	83.6%	80.6%	87.4%	82.6%	
③受診 勧奨	医療機関受診率	対象者数	283	262	686	610	令和6年度より脂質 異常値の対象追加。 令和7年度より血糖異 常値については、糖 尿病性腎症重症化事 業へ移動。
		受診者数	174	177	347	308	
		受診率	61.5%	67.6%	50.6%	50.5%	
④糖尿 病性 腎症 重症 化予 防	翌年度健診結果 HbA1c改善率	対象者数	113	92	94	89	R7より糖尿病性腎症 重症化予防プログラ ム変更に基づき、抽 出条件を拡大。
		改善者数	48	32	29	32	
		改善率	42.5%	34.8%	30.9%	36.0%	
	医療機関受診率	対象者数	153	135	137	500	糖尿病性腎症重症化 予防医療機関受診率 について：集計時期 により変動するため、 最新の値を掲載
		受診者数	103	65	86	297	
		受診率	67.3%	48.1%	62.8%	59.4%	
	新規透析導入者数	国保(人) 被保険者10万人あたり	69	63	78	70	

①未受診者勧奨は、令和6年度以前は過去3年以内に受診歴のある者のみに勧奨していたが、令和6年度から、過去に一度も受診していない者も対象に加えたことで受診者数が増加したが、令和6年度の受診勧奨者数に対する受診率は低下している。

②特定保健指導対象者への電話勧奨では、前年度に特定保健指導対象者で、引き続き当年度も対象者となる者が多く、中には過去に受講したことがある者もいるため、予約率が低下している。直接対話をする利点を生かし、電話勧奨の内容の見直しなどを行う必要がある。

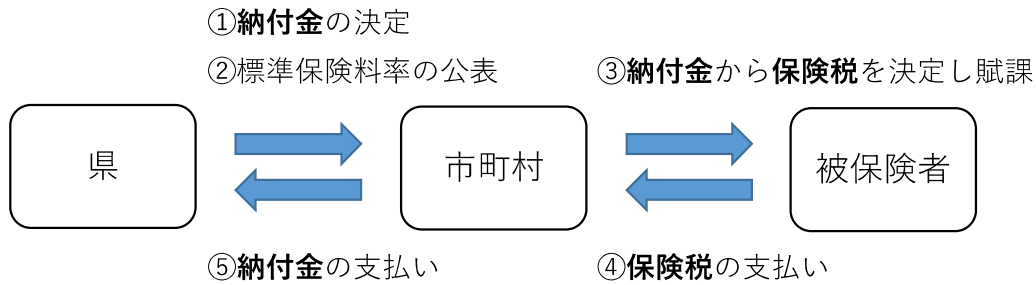
③健診結果による医療機関への受診勧奨は、令和6年度から脂質異常値を追加したため、対象者が増加した。重症化を防ぐために、健診後の適切な受診へつなげるよう継続していく必要がある。

④糖尿病性腎症重症化予防事業の医療機関受診率は手紙や訪問等での勧奨により改善傾向にある。

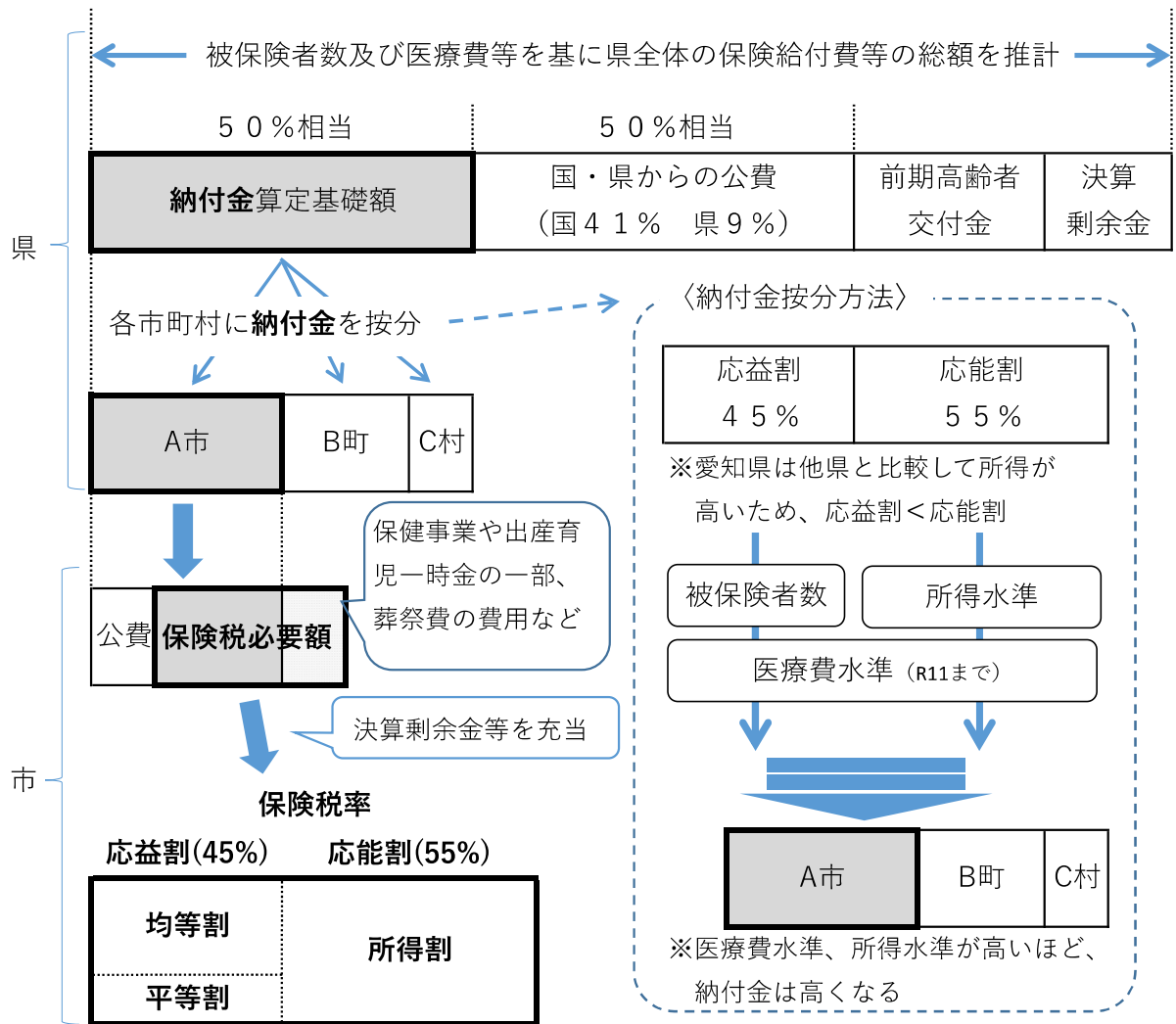
II 令和8年度国民健康保険税賦課等の考え方について

1 国民健康保険税賦課の概要

国民健康保険の財政運営の責任主体は県が担っているため、県は翌年度に県内市町村で保険給付等に必要額を推計し市町村が支払う納付金を決定します。市町村はこの納付金を支払うのに必要な額を賄えるように保険税率を決定することになります。



・国民健康保険税率算定の流れ



2 令和8年度国民健康保険税率の考え方

(1) 税率改定の考え方

- ①納付金の額に応じた税率を設定
- ②1人当たり納付金は引き上げとなる見込（子ども子育て支援制度の創設、1人当たり医療費上昇）
- ③繰越金を活用し、年度間のバランスも考慮しつつ、1人当たり調定額が急増しないよう税率設定
（令和7年度からの繰越金（見込額：約11.4億円））

表1. 納付金額等推移

(単位：円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度(予算)	増減年平均
1人当たり納付金額	132,132	137,546	149,547	158,367	160,059	6,982
前年度比	▲1.2%	4.1%	8.7%	5.9%	1.1%	3.7%
1人当たり保険給付費	298,559	306,873	325,364	340,015	346,246	11,922
前年度比	4.0%	2.8%	6.0%	4.5%	1.8%	3.8%
1人当たり調定額	98,596	101,835	100,290	107,779	111,413	3,204
前年度比	▲2.3%	3.3%	▲1.5%	7.5%	3.4%	2.1%

表2. 繰越金(決算剰余金)・財政調整基金推移

(単位：百万円)

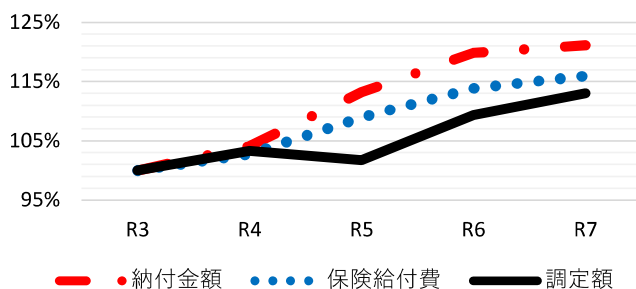
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度(見込)
繰越金	単年度収支	262	48	▲704	▲732	▲531
	年度末繰越金	2,556	2,604	1,900	1,168	637
財政調整基金	当年度増減	0	2	1	1	0
	年度末基金	501	503	504	504	504
合計		3,057	3,107	2,404	1,672	1,141

表3. 繰越金(決算剰余金)使用用途等

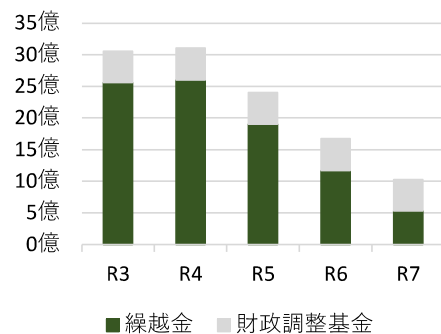
千円

		R6		R7
		(予算)	(決算)	(本算定)
使 途	税率抑制	793,000	793,000	290,922
	基金積み立て	0	0	0
	保険税還付金	43,108	38,517	60,300
	国庫等返還金	533	580	1,641
	赤字削減分	78,304	67,017	99,078
	計	914,945	899,114	451,941

1人あたり調定額等推移
(令和3年度比)



繰越金・財政調整基金推移



(2) 応能割・応益割の割合について

区 分		県の標準割合	5年度	6年度	7年度	8年度
応能割	所得割	55.0%	55.0%	55.0%	55.0%	55.0%
応益割	均等割	31.5%	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%
	平等割	13.5%	19.0%	18.0%	17.0%	16.0%

- ・今後の考え方…平成30年度から財政主体が県となり、県としての賦課割合と本市との差があったため、段階的に賦課割合を県の標準割合に合わせるように見直ししている

(3) 本市独自減免制度の継続について

①低所得世帯への減免措置（均等割・平等割を減免）

区 分	6年度（現行）
10%減免	7割・5割軽減該当世帯で、定額減税前市民税所得割が非課税の世帯
20%減免	2割軽減該当世帯で、定額減税前市民税所得割が非課税の世帯
40%減免	上記以外の世帯で、定額減税前市民税所得割が非課税の世帯

（対象世帯の未就学児に賦課される均等割については軽減対象外）

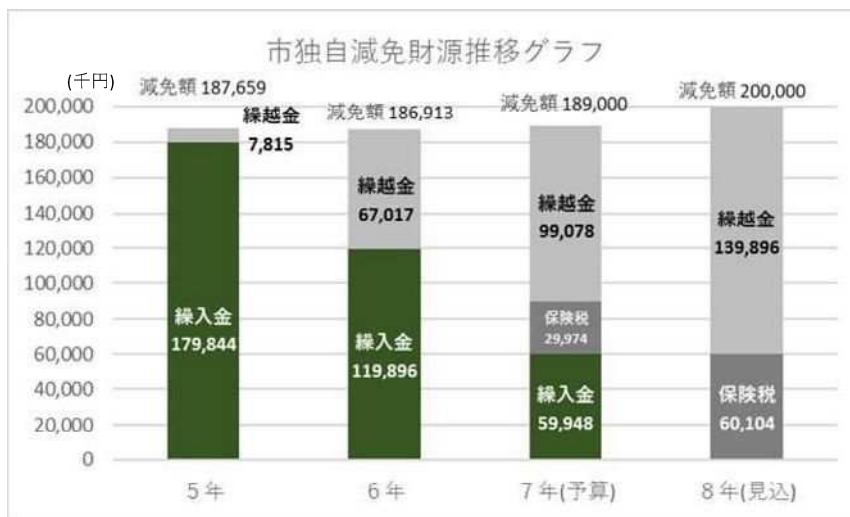
区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
対象世帯数（世帯）	21,777	21,477	20,578	17,800	継続実施
減免金額（千円）	191,379	187,659	186,913	171,700	

- ・今後の考え方…県内の減免基準統一に向けた検討により、決定された基準に合わせた見直しを行う予定

②独自減免制度の財源について

令和8年度は、繰越金と保険税収入を財源とし事業を継続したい

- (i) 独自減免制度の財源として一般会計からの繰入金を使うことは、県より赤字解消目的の繰入（赤字繰入）に該当すると指摘
- (ii) 令和8年度を解消目標年度とし令和5年5月に赤字削減・解消計画を策定
- (iii) 来年度以降は一般会計からの繰入金は使用しない
- (iv) 赤字繰入の継続は、インセンティブとして国から支給される「保険者努力支援交付金」の減額対象（令和7年第2回運営協議会で報告）



(4) 繰越金の利用方法について

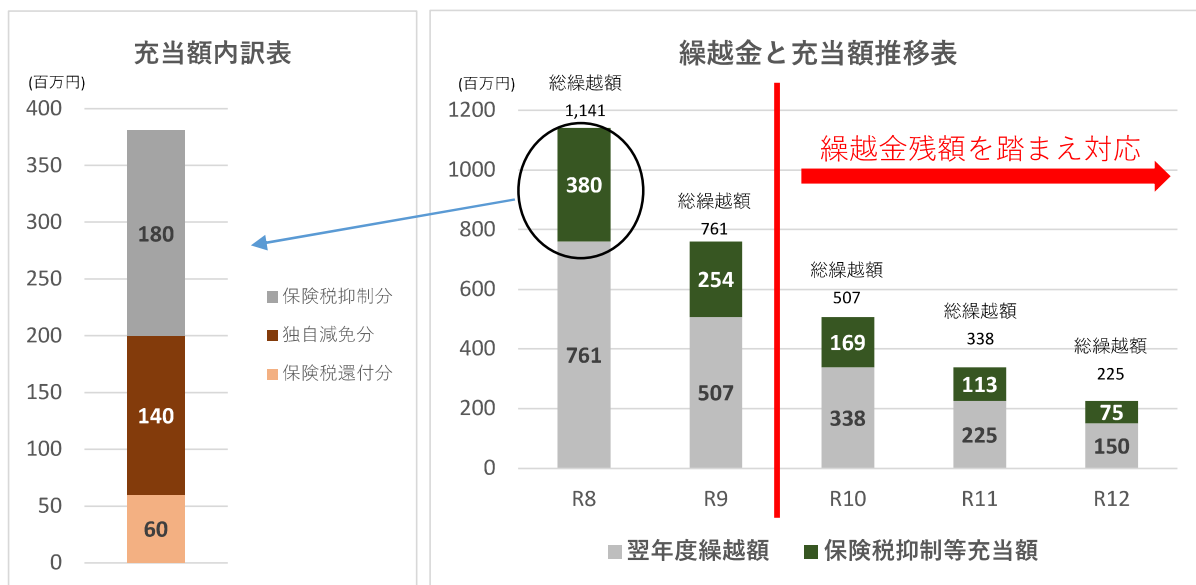
①国民健康保険税の抑制と独自減免制度等への一部利用

(i) 保険税の抑制と独自減免制度等の財源として、繰越金の一部を利用

※独自減免制度の財源（令和8年度～）：一般会計からの繰入金の使用不可

○令和8年度以降、単年度収支が±0円と仮定した場合の試算

試算条件：前年度繰越金の1/3を毎年保険税等に充当



(5) 今後のスケジュールについて

時期	内容
10月末日	国から愛知県へ仮係数（医療費・所得）を提示
11月	愛知県が各市町村へ納付金（仮算定）を提示
12月末日	国から愛知県へ確定係数（医療費・所得）を提示
1月中旬	愛知県が各市町村へ納付金（本算定）を提示
1月中旬	本市の税率案決定
2月	第3回国保運営協議会に税率案を提示
3月	議会において国民健康保険税条例改正、予算を審議

3 令和8年度実施の制度改正（地方税法などの改正により改正が必要なもの）

(1) 課税限度額の見直し

国による課税限度額（引き上げ）の見直しが行われた場合、中間所得者、低所得者の負担軽減のため本市においても見直しを行う

区 分	6 年度	7 年度
医療分	650,000	660,000
支援金分	240,000	260,000
介護分	170,000	170,000
合 計	1,060,000	1,090,000

(2) 保険税軽減判定基準の見直し

国による基準の見直しが行われた場合、本市においても見直しを行う

区 分	令和7年度（現行）
7 割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ① 43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円
5 割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ① 43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円 ③（被保険者と特定同一世帯所属者（※3）の人数）×29万5千円
2 割軽減	前年の軽減判定所得（※1）が次の金額の合計額以下の世帯 ① 43万円 ②（一定の給与所得者等（※2）の人数－1）×10万円 ③（被保険者と特定同一世帯所属者（※3）の人数）×54万5千円

※1 軽減判定所得とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得金額の合計等です。

※2 一定の給与所得者等とは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）、被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与収入が55万円を超える方、又は公的年金の収入が60万円を超える65歳未満の方、公的年金の収入が125万円を超える65歳以上の方（年齢は1月1日時点）を指します。

※3 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険への加入により国保を脱退し、脱退時と同一の世帯にいる者を指します。

(3) 子ども・子育て支援金区分の新設

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から新たに賦課する。

国民健康保険被保険者の1人当たり調定額見込は以下のとおり。（国資料より抜粋）

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1人当たり調定月額	250円	300円	400円
1人当たり調定年額	3,000円	3,600円	4,800円

Ⅲ 豊橋市国民健康保険事業脳ドック等診査助成事業について

1. 目的と現状

豊橋市国民健康保険事業脳ドック等診査助成事業（脳ドック等）は、豊橋市国民健康保険条例第8条の規定に基づく保健事業として、平成7年度より開始。被保険者の健康意識を高めるとともに、疾病の早期発見、早期治療を促すことにより医療費の適正化及び国民健康保険財政の健全化を図ることを目的としている。

現在、本市は、「事業の選択と重点化の取組み」の一つとして、補助金等について終期を徹底するとともに、見直し基準を検討している状況にある。本協議会においても、国保税を財源として実施している脳ドック等については、事業継続について「賛成」、「反対」それぞれの意見が出ている状況にある。

※開始年度：脳ドック（平成7年度～）肺ドック（平成13年度～）
心臓ドック（平成14年～）

（参考）

○豊橋市国民健康保険条例（抜粋）

第8条 市は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。

2. 事業内容

（1）助成対象者

- ①豊橋市国民健康保険の被保険者
- ②満25歳以上の者
- ③豊橋市国民健康保険税の完納世帯に属する者
- ④前2年度において、同種の検診について同助成を受けていない者

（2）助成率

検診料の7割（自己負担3割）

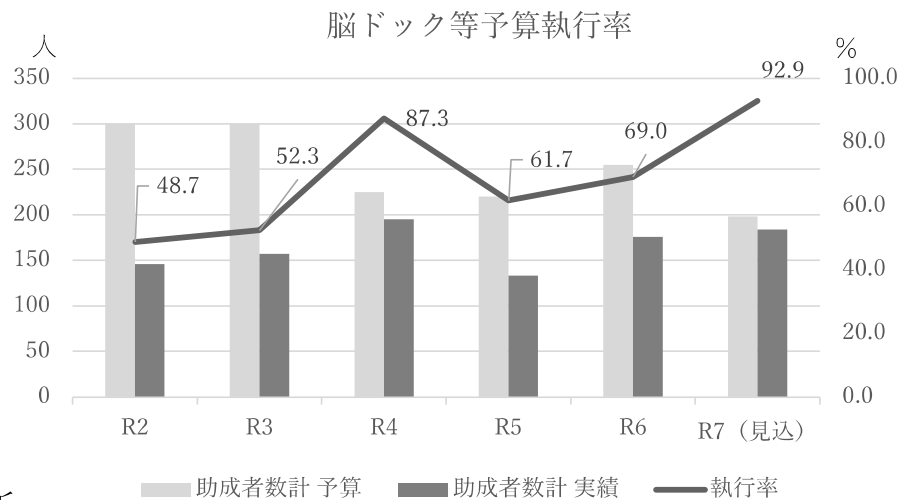
（3）受診医療機関 市内8病院

豊橋市民病院	社会医療法人明陽会成田記念病院
医療法人羔羊会弥生病院	医療法人常念会権田脳神経外科
医療法人さわらび会福祉村病院	医療法人光生会光生会病院
佐藤脳神経外科	医療法人澄心会豊橋ハートセンター

3. 事業実績（助成者数推移）

人,%

	R2		R3		R4		R5		R6		R7	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績（見込）
脳ドック	270	120	270	134	215	187	210	126	225	153	170	156
肺ドック	5	5	5	3	5	4	5	4	5	3	4	4
心臓ドック	25	21	25	20	25	23	25	18	25	20	24	24
計	300	146	300	157	245	214	240	148	255	176	198	184
執行率	48.7		52.3		87.3		61.7		69.0		92.9	



4. 事業の分析

(1) 助成の効果

令和6年度の助成者を対象に診療報酬明細書(レセプト)の情報を確認。補助対象者176名中20名が脳ドック等受診により、受診後精密検査等に進んでいると思われる事例が散見された。議事IIで説明したとおり、本市の脳・肺の疾患率は高い状況にある。

○レセプトに記載されていた傷病名

部位	疾病名				
脳	未破裂脳動脈瘤	髄膜腫	心原性脳塞栓症	頭蓋内占拠性病変	側脳室脈絡叢乳頭腫
	脳出血後遺症	左内頸動脈瘤	左内頸動脈狭窄症	右内頸動脈狭窄症	動脈瘤
	脳梗塞	脳動脈瘤	脳底動脈瘤	前大脳動脈瘤	
肺	肺がん				

※心臓ドック・・・未発見

(2) 複数回助成者

延べ助成者数 5,126人 (H22~R6 15年間)

受診回数	人,%								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人数	3,386	493	153	40	18	6	0	0	1
割合	82.65	12.03	3.73	0.98	0.44	0.15	0.00	0.00	0.02

- ・ 試しに受診してみようという人が約82.7%
- ・ 1-3回受診の被保険者が約99.8%

5. 今後の方向性

- ・ 疾病の早期発見・治療を促すため、事業継続を目指し令和8年度予算要求
- ・ 事業効果を考慮し、県内統一化を見据え、毎年度事業継続・廃止を検討

IV マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

1 資格確認書等の一斉更新について

被保険者証及び資格確認書が令和7年12月1日に有効期限を迎えるため、12月2日から使用する以下の書類を11月7日（金）に世帯主あて送付しました。

送付したもの	資格確認書	資格情報通知書
対象者	<ul style="list-style-type: none"> マイナ保険証非保有者 マイナ保険証保有者であるが、マイナ保険証での受診が困難と申請された方 マイナ保険証保有者であるが、DVの支援措置を受けている方 	<ul style="list-style-type: none"> マイナ保険証保有者
送付方法	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主あて簡易書留 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主あて普通郵便 (同世帯で資格確認書の方がいる場合は、まとめて簡易書留で送付)
有効期限	令和11年7月31日	有効期限なし
備考	※ 70～74歳の有効期限は、R8.7.31。 負担割合が記載されているため毎年更新	

2 高齢受給者証の廃止について

令和7年12月1日に現在の被保険者証の有効期限が終了することに伴い、70から74歳の方へ交付していた高齢受給者証を廃止し、資格確認書と一体化します。今後は、資格確認書に自己負担割合が記載されるため、別途「高齢受給者証」を医療機関等で提示する必要はなくなります。

なお、自己負担割合は毎年見直されるため、資格確認書と資格情報通知書は毎年更新・送付します。

3 今後のスケジュールについて

年 度		7年度			8年度			9年度			10年度			11年度					
		12	～	3	4	～	7	8	～	3	4	～	7	8	～	3	4	～	7
スケジュール		▲ R7.12.1 保険証等有効期限																	
		▲ R7.12.2 資格確認書等一斉更新																	
国民健康保険	一般	マイナ保険証非保有者	資格確認書	有効期限 R11.7.31															
		マイナ保険証保有者	資格情報通知書	有効期限なし															
	70574歳	マイナ保険証非保有者	資格確認書	有効期限 R8.7.31	有効期限 R9.7.31	有効期限 R10.7.31	有効期限 R11.7.31												
		マイナ保険証保有者	資格情報通知書	有効期限 R8.7.31	有効期限 R9.7.31	有効期限 R10.7.31	有効期限 R11.7.31												

4 国民健康保険被保険者のマイナ保険証の登録率及び利用率の推移

マイナ保険証利用率は、着実に向上しています。



5 スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について

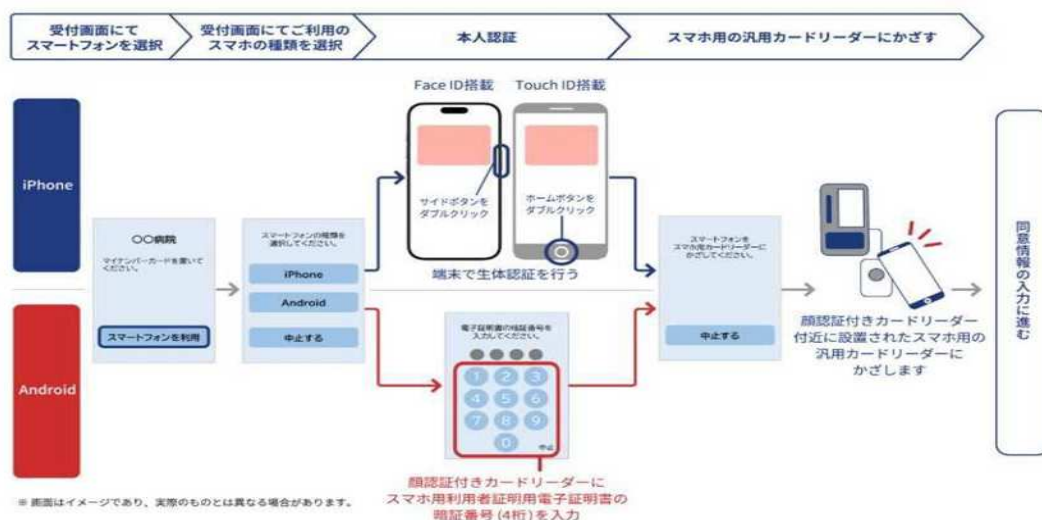
9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンでのマイナ保険証によるオンライン資格確認が開始され、これにより、実物のマイナンバーカードだけでなく、スマートフォンでも保険診療を受けることが可能となりました。

【参考】

《厚生労働省 令和7年10月16日 第200回社会保障審議会医療保険部会資料より抜粋》

スマートフォンへのマイナンバーカードの搭載件数(9月末時点)は、iPhoneで約250万件、Androidで約35万件。10月13日時点で掲載施設が3.1万件

【医療機関での利用手順】《厚生労働省HPより》



○豊橋市国民健康保険条例

昭和34年4月1日

条例第10号

豊橋市国民健康保険条例

豊橋市国民健康保険条例（昭和33年豊橋市条例第9号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 被保険者（第5条）

第3章 保険給付（第6条・第7条）

第4章 保健事業（第8条—第10条）

第5章 国民健康保険税（第11条）

第6章 罰則（第12条—第14条）

附則

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、豊橋市（以下「市」という。）が行う国民健康保険に関して、法令に定があるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（国民健康保険運営協議会）

第2条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、豊橋市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第3条 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- （1）被保険者を代表する委員 5人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- （3）公益を代表する委員 5人
- （4）被用者保険等被保険者を代表する委員 1人

（一部改正〔昭和60年条例21号・平成6年30号・15年24号〕）

第4条 協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第2章 被保険者

（全部改正〔昭和42年条例11号〕）

（被保険者とししない者）

第5条 次に掲げる者は、被保険者とししない。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者のうち、市長の定めるもの

（全部改正〔昭和42年条例11号〕、一部改正〔昭和45年条例48号・61年31号・平成21年18号〕）

第3章 保険給付

（出産育児一時金）

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、48万8千円に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（一部改正〔昭和37年条例26号・44年13号・33号・49年27号・50年23号・52年47号・54年12号・31号・56年36号・57年73号・59年29号・60年12号・平成3年28号・4年48号・6年18号・30号・9年5号・18年48号・20年22号・63号・23年25号・26年52号・令和3年33号・5年14号〕）

（葬祭費）

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（一部改正〔昭和44年条例13号・46年10号・49年27号・52年47号・55年25号・

57年39号・平成元年20号・5年22号・18年48号・20年22号〕)

第4章 保健事業

(全部改正〔平成7年条例15号〕)

(保健事業)

第8条 市は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。

(全部改正〔昭和59年条例17号〕、一部改正〔平成7年条例15号〕)

第9条及び第10条 削除

(削除〔昭和59年条例17号〕)

第5章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第11条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第6章 罰則

(一部改正〔昭和39年条例33号〕)

第12条 市は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)

第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(一部改正〔昭和39年条例33号・49年27号・50年40号・57年73号・62年15号・平成12年30号・令和6年34号〕)

第13条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

(一部改正〔昭和39年条例33号・57年73号・平成12年30号〕)

第14条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(一部改正〔昭和39年条例33号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

(経過規定)

2 改正前の豊橋市国民健康保険条例（昭和33年豊橋市条例第9号。以下「改正前の条例」という。）の規定に基いてなされ又はなすべきであった行為その他の手続きについては、なお従前の例による。

3 この条例施行の際改正前の条例附則第3項の規定により、現に療養の給付を受けている者については、その疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、なお従前の例により療養の給付をする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（COVID—19）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

（追加〔令和2年条例22号〕、一部改正〔令和3年条例12号〕）

5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額

（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額

（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

（追加〔令和2年条例22号〕）

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間とする。

（追加〔令和2年条例22号〕）

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

7 前3項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額に満たないときは、その差額を支給する。

(追加〔令和2年条例22号〕)

8 附則第4項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(追加〔令和2年条例22号〕)

9 附則第7項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額に満たないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

(追加〔令和2年条例22号〕)

10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(追加〔令和2年条例22号〕)

附 則（昭和36年4月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年10月1日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日条例第33号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月28日条例第11号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の豊橋市国民健康保険条例（昭和34年豊橋市条例第10号）の規定に基づいて支給し、又は支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年6月30日条例第33号）

- 1 この条例は、昭和44年9月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年12月25日条例第48号）

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年9月30日条例第32号）

- 1 この条例は、昭和46年10月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお、従前の例による。

附 則（昭和47年3月31日条例第14号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに満70才に達した者に対する高令者給付付加金の支給については、施行日の前月中に満70才に達したものとみなして、この条例による改正後の豊橋市国民健康保険条例第6条第1項の規定を適用する。

附 則（昭和47年12月26日条例第39号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第23号）

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年10月6日条例第45号）抄

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、昭和48年10月1

日（以下「適用日」という。）から適用する。

附 則（昭和48年10月6日条例第46号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第27号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の豊橋市国民健康保険条例第7条の2及び第7条の3の規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月31日条例第23号）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年12月26日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月4日条例第47号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年12月25日条例第58号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日条例第12号）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 改正後の豊橋市国民健康保険条例第6条の2第2項の規定は、この条例の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則（昭和54年9月26日条例第31号）

1 この条例は、昭和54年12月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年12月25日条例第37号）

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年12月23日条例第48号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月23日条例第36号）

- 1 この条例は、昭和57年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月31日条例第39号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年9月30日条例第63号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月22日条例第73号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例第6条の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の豊橋市国民健康保険条例第12条及び第13条の規定は、昭和58年2月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和61年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊橋市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年7月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年6月19日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市国民健康保険条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の豊橋市国民健康保険条例の規定に基づいて支給すべきであつた保険給付については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日条例第28号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日条例第48号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日条例第22号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の死亡から適用し、同日前の死亡については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日条例第18号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 9 月 20 日 条例第 30 号）

- 1 この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の豊橋市国民健康保険条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日 条例第 15 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 5 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日 条例第 30 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為及び介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）第 37 条において従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日 条例第 24 号）

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 19 日 条例第 48 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1）第 6 条第 1 項の改正規定 平成 18 年 10 月 1 日
 - （2）第 7 条の改正規定 平成 19 年 4 月 1 日（経過措置）
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 7 条の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の死亡から適用し、同日前の死亡については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 条例第 22 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日 条例第 63 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日条例第43号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月11日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月30日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第4項から附則第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則 (令和3年3月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る豊橋市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る豊橋市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月27日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○豊橋市国民健康保険運営協議会規則

昭和30年9月23日

規則第10号

豊橋市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 豊橋市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関しては、法令又は豊橋市国民健康保険条例(昭和34年豊橋市条例第10号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 協議会は、会長が市長と協議の上これを招集する。

(一部改正〔昭和34年規則9号〕)

(定足数)

第3条 協議会は、委員の定数の半数以上が出席し、かつ、条例第3条第1号から第3号までに規定する委員各1名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(一部改正〔昭和34年規則9号・平成15年40号・令和2年8号〕)

(議決)

第4条 協議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合議長は、委員として議決に加わることはできない。

(一部改正〔昭和34年規則9号〕)

(会議の特例)

第5条 会長は、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に対し、議事の概要を記載した書面を送付し、又は議事の概要を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、賛否その他の意見を徴することにより、協議会の議決に代えることができる。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3条中「半数以上が出席し」とあるのは「半数以上から書面又は電磁的記録により回答があり」と、「が出席しなければ、会議を開く」とあるのは「から回答がなければ、会議を成立させる」と、前条第1項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録によ

り回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(追加〔令和4年規則13号〕)

(会長及び副会長)

第6条 会長、副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長は会議を整理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(一部改正〔昭和34年規則9号・令和4年13号〕)

(書記)

第7条 協議会に書記若干名を置き、市長がこれを命免する。

2 書記は会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(一部改正〔昭和34年規則9号・令和4年13号〕)

(会議録)

第8条 会議を開会したときは、会長は、書記をして会議録を調整し、会議の次第及び出席者の氏名を記載させなければならない。

(一部改正〔昭和34年規則9号・令和4年13号〕)

(意見陳述)

第9条 市長及び関係吏員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(一部改正〔昭和34年規則9号・令和4年13号〕)

(委任)

第10条 この規則の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔昭和34年規則9号・令和4年13号〕)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和30年4月1日から適用する。

2 最初に委嘱される委員のうち、そのおおむね半数の委員の任期は、これを1年とする。

附 則 (昭和33年9月24日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和34年4月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第40号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日規則第 8 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日規則第 13 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。